

環境保全協定

美祢市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、乙の事業活動に伴って生じる環境汚染の未然防止を図り、環境保全の取組を自主的かつ積極的に進めるため、美祢市環境保全条例（平成20年条例第144号）第9条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（基本対策）

第1条 乙は、地域住民の生活環境及び自然環境を保全するため、環境関係諸法規を遵守するとともに、環境保全技術の開発に努め、また、操業による環境汚染の未然防止を図り、甲の環境保全行政の意向を尊重し、地域の実情に適応した環境保全対策を推進する。

2 乙は、前項の環境保全対策を的確に実施し、環境保全設備についてその改善を図るとともに、細心の注意をもって管理するものとする。

3 乙は、環境汚染に関係のある生産施設の新増設又は既設の環境保全施設について重要な変更を加えようとするときは、事前に甲と協議しなければならない。

（相互協力）

第2条 乙は、甲と連絡を密にし、甲が行う環境保全に関する調査及び行政に進んで協力し、甲は、乙が行う環境保全に関する必要な施策に協力するものとする。

（大気汚染防止）

第3条 乙は、ばい煙又は粉じん等による大気汚染を未然に防止するため、集じん装置の整備強化及び適正な維持管理、良質燃料の使用、排煙脱硫装置、高煙突拡散等大気汚染の防止に努めるものとする。

（水質汚濁防止）

第4条 乙は、地域の公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止するため、処理施設等の適切な措置を講じ水質の保全に努めるものとする。

（騒音振動防止）

第5条 乙は、騒音及び振動防止について、消音装置及び防振装置の設置等の適切な措置を講じ騒音及び振動の低減に努めるものとする。

（悪臭防止）

第6条 乙は、悪臭防止について、脱臭装置の設置等の適切な措置を講じ悪臭物質の漏出防止に努めるものとする。

（産業廃棄物対策）

第7条 乙は、生産施設等において生ずる廃棄物の削減及び再生資源化に努めるとともに、自らの責任と負担において適正に処理するものとする。

（地球温暖化対策）

第8条 乙は、事業所全体として温室効果ガスの排出抑制等、地球温暖化の防止に向けて積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲が実施する地球温暖化対策活動に対して協力要請があった時は、積極的に協力するものとする。

（緑地対策）

第9条 乙は、計画的な緑地の整備を図り、事業所の緑化に積極的に努めるものとする。

2 乙は、事業所及びその周辺地域の環境美化を推進するとともに、周辺の都市景観と調和した施

設の整備に積極的に努めるものとする。

(事故時の措置と報告)

第 10 条 乙は、生産施設等において故障破損等の事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともにその状況を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(公害発生時の処理と報告)

第 11 条 乙は、事業活動に伴い大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下若しくは悪臭によって人の健康又は生活環境にかかわる被害が生じ、乙にその責任があることが明らかになったときは、直ちに、その責任において原因の排除、損害の補償等必要な措置を講ずるとともに、その処理状況を速やかに甲に報告しなければならない。

(報告と調査)

第 12 条 甲は、乙に対し環境の保全に関する事項について報告を求め、またこの協定の実施に必要な限度において、甲の職員又は甲が依頼した学識経験者が乙の事業所内に立入調査させることができるものとする。

2 甲は、前項の規定により調査した資料及び報告は、乙の企業の機密事項を除き、公開することができる。

(関連業者等に対する責務)

第 13 条 乙は、乙の事業所内の活動に関連して作業をする関連業者及び下請業者等に対して、環境保全に関する積極的な指導及び援助を行い、本協定を遵守させるものとする。

(環境の整備)

第 14 条 乙は、進んで事業所内等の環境整備に、努めるものとする。

(市との連絡)

第 15 条 乙は、環境保全担当者を常置し、環境保全関係事項について甲と連絡を密にするものとする。

(その他)

第 16 条 この協定の施行に当たり、必要な細目については甲・乙協議のうえ別に定めるものとする。

2 この協定書に定められた事項について、疑義又は改正の必要が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

3 この協定書に定めのない事項についても同様である。

上記協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 美祢市大嶺町東分 326 番地 1
美祢市
美祢市長

印

乙

印